

改正後	現行
<p>別表（第二条関係）</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 特例条例別表</p> <p>一の項に規定する大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための省令の規定による申請書等で別に規則で定めるもの</p> <p>イ 法第六条第三項に規定する大麻草採取栽培者名簿の登録事項の変更の届出に係る書類</p> <p>ロ 法第七条第三項に規定する大麻草採取栽培者免許証の再交付の申請に係る書類</p> <p>ハ 法第七条第四項の規定により返納する大麻草採取栽培者免許証</p> <p>ニ 法第七条第五項の規定により返納する大麻草採取栽培者免許証</p> <p>ホ 法第十一条ただし書に規定する大麻の栽培地外への持出しの許可の申請に係る書類</p> <p>ヘ 法第十二条第一項に規定する大麻の栽培地における廃棄の届出に係る書類</p> <p>ト 法第十二条第二項に規定する大麻の栽培地外における廃棄の届出に係る書類</p> <p>チ 法第十二条の二第一項に規定する大麻の事故の届出に係る書類</p> <p>リ 法第十二条の五第二項に規定する大麻の譲渡しの届出に係る書類</p> <p>ヌ 大麻草の栽培の規制に関する法律施行規則（令和六年厚生労働省令第四百十号。以下この項において「施行規則」という。）第一条に規定する大麻草採取栽培者免許申請書</p> <p>ル 施行規則第四条に規定する大麻草採取栽培者の年間報告書</p> <p>ヲ 施行規則第八条第一項に規定する大麻草採取栽培者免許取消届</p> <p>ヅ 施行規則第八条第三項に規定する大麻草採取栽培者死亡等届</p> <p>三〇三六（略）</p> <p>備考（略）</p>	<p>別表（第二条関係）</p> <p>一・一の二（略）</p> <p>一 特例条例別表</p> <p>一の項に規定する大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号。以下この項において「法」という。）及び大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生労働省令第一号。以下この項において「施行規則」という。）の規定による申請書等で別に規則で定めるものの</p> <p>イ 法第十条第二項に規定する大麻取扱者免許の取消の申請に係る書類</p> <p>ロ 法第十条第二項に規定する大麻取扱者の死亡又は解散の届出に係る書類</p> <p>ハ 法第十条第四項の規定により返納する大麻取扱者免許証</p> <p>ニ 法第十条第五項に規定する大麻取扱者名簿の登録事項の変更の届出に係る書類</p> <p>ホ 法第十条第六項に規定する大麻取扱者免許証の再交付の申請に係る書類</p> <p>ヘ 法第十条第七項の規定により返納する大麻取扱者免許証</p> <p>ト 法第十五条に規定する大麻栽培者の報告に係る書類</p> <p>チ 法第十七条に規定する大麻研究者の報告に係る書類</p> <p>リ 施行規則第一条に規定する大麻取扱者免許の申請書</p> <p>ヌ 施行規則第五条に規定する大麻譲渡しの許可の申請書</p> <p>三〇三六（略）</p> <p>備考（略）</p>